**平成２２年（フ）第１３７号**
群馬県前橋市富士見町田島589番地２
債務者　佐藤　義雄
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第１４９号**
群馬県伊勢崎市境新栄９番地７　アリュールB102
債務者　橋本　　実
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５３号**
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2799番地
債務者　澤田亜希子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５４号**
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1510番地
債務者　高野　輝雄
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５５号**
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1565番地１　メゾンベルエポック102
債務者　佐藤　直子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５６号**
群馬県前橋市亀泉町300番地１
債務者　上野　亜矢（旧姓小保方）
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５７号**
群馬県前橋市朝倉町１丁目33番地11
債務者　山本　千夏
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第１６１号**
群馬県伊勢崎市日乃出町502番地５　アルファ日乃出205
債務者　上野　平人
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第９０号**
埼玉県三郷市戸ケ崎2954番地１クレストフォルム水元公園901号
債務者　加藤　一乃
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１１０号**
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目461番地
債務者　石井眞由美
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１３９号**
埼玉県八潮市大字八條2807番地７
債務者　粕川　泰正
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１５６号**
埼玉県春日部市備後東７丁目17番12号　エルディムヒカール105号
債務者　西澤　まり
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１５３号**
埼玉県川越市砂新田５丁目20番地32
債務者　瀧島　大輔
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２４１号**
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目５番地３第１横田ハイツ102
債務者　山下　紘躬
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第１２５号**
奈良県大和郡山市筒井町452―17、住民票上の住所大阪府富田林市寿町２丁目１番16号
債務者　備後　光司
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第４０７６号**
札幌市南区石山２条９丁目７の21　嶋崎方、住民票上の住所北海道北広島市希望ヶ丘１丁目12番地17
債務者　飯塚　良子（旧姓嶋崎）
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４２４号**
北海道石狩郡当別町太美町1473番地198
債務者　矢幅　孝雄
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部